令和５年度

事務事業実績

法務課

総務・企画グループ

**１　総務に関すること**

　　府議会、監査等の部業務の処理に関し、部内各局室課及び関係部局との連絡を密にし、業務の円滑な運営に努めた。

　　また、課の人事管理、予算執行、一般庶務、職員の衛生管理に関する事務等の適正な執行に努めた。

**２　企画に関すること**

　　総務部施策に関する企画立案、部の広報及び広聴に関する事務推進のため、庁内各部局及び部内各局室課及び関係部局との連絡を密にし、業務の円滑な運営に努めた。

**３　予算・決算に関すること**

　　総務部全体の予算編成並びに決算に関し、部内各局室課及び関係部局との調整を行い、業務の円滑な運営に努めた。

法規グループ

**１　条例の立案及び公布並びに規則案等の審査**

条例の立案及び公布並びに規則､訓令､告示及び公告の案の審査を次のとおり行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 件　　数 | 内　　　　　　　　訳 | | | 現行件数  令6.3.31  現　　在 |
| 制　　　定 | 改　　　正 | 廃　　　止 |
| 条　　例 | 97 | 6 | 87 | 4 | 404 |
| 規　　則 | 113 | 15 | 93 | 5 | 489 |
| 訓　　令 | 32 | 0 | 31 | 1 | 59 |
| 告　　示 | 1,304 |  | | | |
| 公　　告 | 68 |  | | | |

（注）件数は､令和5年4月1日～令和6年3月31日に公布（公示）したものである｡

根　拠　法　令

○大阪府条例等の公布に関する条例

○大阪府規則等の公布に関する規則

○大阪府政策法務会議規程

**２　公報編集**

公　報　の　編　集

発　行　回　数　　　　　　　　　　　　　　　244回

定　期　（毎週月～金）　　　　　　　　　240回

号　外　　　　　　　　　　　　　　　　　　4回

登　載　件　数　　　　　　　　　　　　　　2,470件

根　拠　法　令

○大阪府公報発行規則

○大阪府公報発行手続

**３　条例等検索システム(府例規データベース)の管理**

府例規データベースの更新を４回行った。

**４　大阪府行政不服審査会に関すること**

　 審査請求に係る知事の諮問について、審議し答申するとともに、審査庁である知事の判断（裁決）の妥当性のチェックを行う合議制の機関である「大阪府行政不服審査会」の運営を行った。

（１）委　　　員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 役　職　等 | 備　　　考 |
| 谷口　勢津夫 | 大阪学院大学法学部教授・大阪大学名誉教授 | 会長 |
| 海道　俊明 | 関西大学大学院法務研究科准教授 |  |
| 重本　達哉 | 大阪公立大学大学院法学研究科准教授 |  |
| 西上　治 | 神戸大学大学院法学研究科准教授 |  |
| 野呂　充 | 大阪大学大学院高等司法研究科教授 |  |
| 濱 　和哲 | 弁護士 |  |
| 針原　祥次 | 弁護士 |  |
| 船戸　貴美子 | 弁護士 |  |
| 福島　豪 | 関西大学法学部教授 |  |

（２）開催実績

　　 ア　全体会議　１回開催

　　 イ　部　会　　第１部会：10回、第２部会：12回、第３部会：12回、第４部会：0回

（３）答申実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（件数）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 棄却 | 認容 | 却下 |  |
| 第１部会 | 16 | 1 | 0 |
| 第２部会 | 10 | 4 | 0 |
| 第３部会 | 15 | 2 | 0 |
| 第４部会 | - | - | - |

根　拠　法　令

○行政不服審査法

○大阪府行政不服審査会条例

○大阪府行政不服審査会規則

○大阪府行政不服審査会運営要領

**５　行政手続に関する調整事務**

行政手続法及び大阪府行政手続条例の適正な運用を図るため指導及び助言を行った｡

根拠法令

○大阪府行政手続条例

○大阪府聴聞等の手続に関する規則

**６　研修の実施**

法制執務研修

対　　象　　　法規主任その他の条例・規則等の制定・改廃等に従事する職員

|  |  |
| --- | --- |
| 開催月日 | 内　　　　　　　　　　　　　容 |
| 通年 | 法令の制定・改廃に必要な知識及び技術についての講義演習（動画形式により実施） |

法務能力向上のための研修

対　　象　　　法規主任その他の条例・規則等の制定・改廃等に従事する職員

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載月日 | 内　　　　　　　　　　　　　容 |
| ６月７日 | 条文の書き方④　給付に関する規定・罰則に関する規定 |
| ６月７日 | 条文の書き方⑤　用字用語 |

行政不服審査研修

対　　象　　　法規主任、審理員候補者及び審査庁事務に従事する職員

|  |  |
| --- | --- |
| 開催月日 | 内　　　　　　　　　　　　　容 |
| 通年 | 行政不服審査制度や審査事務のノウハウについての講義演習（動画形式により実施） |

行政手続入門研修

対　　象　　　法規主任その他許認可事務を担当する職員

|  |  |
| --- | --- |
| 開催月日 | 内　　　　　　　　　　　　　容 |
| 通年 | 行政手続法及び府行政手続条例の概要についての講義演習（動画形式により実施） |

訟務・コンプライアンス推進グループ

**１　訴訟事務の調整**

大阪府又は大阪府知事(知事から権限を委任された者を含む。)を当事者等とする訴訟等に　ついて､その事務を調整した｡

審級別訴訟等事件数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和4年度末　係属件数  （令5.3.31） | 発 生 件 数 | 終 結 件 数 | 令和5年度末　係属件数  (令6.3.31) |  | 発 生 件 数 | 終 結 件 数 | １６年度末係属件数  (平17.3.31) |
| 簡　　　裁 | 0 | 2 | 0 | 2 | 8 | 8 | 1 |
| 地　　　裁 | 22 | 25 | 18 | 29 | 20 | 25 | 31 |
| 高　　　裁 | 8 | 9 | 10 | 7 | 8 | 10 | 2 |
| 最　高　裁 | 2 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 | 2 |
| そ　の　他 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 7 | 4 |
| 計 | 32 | 41 | 30 | 43 | 40 | 54 | 40 |

※ 発生件数は､訴訟等が提起されたことを､法務課が把握したものである。

　「その他」は､人事委員会等､裁判所以外の機関で行われる事件等を指す。

根拠法令

○訴訟等に関する事務処理要領

○弁護士に委任する調停等の事務処理要領

**２　法務相談**

各課がかかえている事務執行上の問題について法務相談に応じた。また、事案の内容に よっては、随時、顧問弁護士及び法務支援弁護士に相談を行った｡

　○年間処理件数（令和５年度）　　404件

**３　公益通報に関すること**

公益通報者保護法の施行に伴い、通報窓口を平成18年4月より設置し、府職員、府民、　　　民間事業者の従業員からの公益通報を受け付けた。

受け付けた通報については、担当部局に調査を依頼し、依頼を受けた担当部局において

必要な調査を行い、調査の結果、法令違反行為等が判明すれば、是正措置や再発防止策を　　講じた。

通報件数や調査結果等の概要は、府民向けのホームページで、半年ごとに公表した。

○受付窓口

・府職員からの通報　　法務課及びコンプライアンス委員（弁護士）

　　　・府民からの通報　　法務課

　　　・民間事業者の従業員からの通報　　法務課

○通報受付実績（令和５年度）

・府職員からの通報　　40件

・府民からの通報　　　６件

・民間事業者の従業員からの通報　　11件

○根拠法令

・公益通報者保護法

・大阪府職員等のコンプライアンスの推進に関する要綱

・大阪府外部通報処理に関する要綱

**４　職員の意識啓発に関すること**

1. 法令遵守・職員倫理ポータルサイトの設置

平成20年３月より、庁内WEBページに情報の一覧性と即時性を備えた職員向けの総合情報サイトを設置し、法令遵守 ・職員倫理に係る制度周知や情報提供を行った。

1. コンプライアンス強化月間（５月）の実施

５月を「コンプライアンス強化月間」と位置付け、セルフチェックシートによる自己点検やコンプライアンス必携の周知など集中的な取組を実施した。

**５　不当要求排除の取組に関すること**

（１）コンプライアンス委員への通知

府職員に対して、違法な行為又は公正な職務の執行を損なうことが明白な行為の要求があったときは、関係部局長は調査を行い、当該部局において適切な対応を行うことが困難な場合は、調査結果をコンプライアンス委員（弁護士）に通知する。

通知を受けたコンプライアンス委員は、関係者に説明を求める等の調査を行い、その結果について、当該部局長及び知事に報告する。

知事は、委員から報告を受けたときは、当該報告に基づいて違法行為等の要求を　　　行った者に対する警告、公表、捜査機関への告発その他必要な措置を講じる。

○法務課への相談及び情報提供件数（令和５年度）

・11件

（２）不当要求排除対策研修会の開催

　 暴力団等反社会的勢力からの不当要求（行政対象暴力）の排除に向けた対策として、土

木事務所等の職員を対象に、弁護士による講演、行政対象暴力及び行き過ぎた苦情への対

応に係る研修会を開催した。（契約局・治安対策課と共催）

○開催実績（令和５年度）

・開催期間：令和５年10月16日～同年12月８日（計8回）

・場　　所：各府民センター（7箇所）及び本庁

・参 加 者：632名

・研修内容：・不当要求排除対策についての講演（弁護士）

　　　　　　・暴力団情勢を踏まえた行政対象暴力の現状（大阪府警察本部）

　　　　　　・行き過ぎた苦情についての対応（法務課）

　　　　　　・不当要求排除対策に関する実演講習（契約局、治安対策課）

（３）行政対象暴力に係る弁護士相談

平成19年11月1日に、大阪弁護士会の民暴委員会所属弁護士に相談することができる体制を整備。府に対する行政対象暴力の排除に当たって、法的判断や法的措置（交渉委任、仮処分申立ての委任）が必要な事案について、相談等を行った。

○弁護士相談件数（令和５年度）

・３件

**６　地方自治法第150条の規定に基づく内部統制に関すること**

地方自治法の一部改正が令和２年４月１日に施行されたことを受け、同法第150条の規定に基づく内部統制の取組を推進するとともに、前年度の内部統制に係る評価報告書を作成した。

また、令和２年度の内部統制評価報告書に対する監査委員からの意見を踏まえて、令和４年度から新たに内部統制推進会議を設置し、これまで法務課が単独で担ってきた内部統制の推進について、財務に関する事務の制度所管課等を構成員とする会議体で取り組んだ。

○内部統制取組内容

・対象部局：知事部局

・対象とする事務：財務に関する事務

・取組内容：対象部局の所属に対し、リスク評価・点検シートを配布し、リスク及びリスク対応策の確認を求めるとともに、年度を通してリスク対応策を実施することでリスクの発生を予防するよう求めた。

　　○内部統制評価報告書

・対象部局：知事部局

・対象とする事務：財務に関する事務

・内　　容：対象部局の所属に対し、年度を通してリスク対応策を実施することでリスクの発生を予防することができたか、自己評価を求めるとともに、全庁的な評価を実施し、評価報告書を取りまとめた。

参考－令和４年度からの内部統制の体制－

　　　・推進担当：内部統制推進会議

（構成：人事局、契約局、財政課、財産活用課、会計指導課、法務課〔事務局〕）

・評価担当：法務課

公益法人グループ

**１　 公益法人等の監督に関すること**

　 公益法人の適正な運営を確保するため、また、一般法人（特例民法法人から一般法人に移行した法人で、公益目的支出計画が終了していない法人に限る。）の公益目的支出計画の履行を確保するため、事業報告書等の定期提出書類の審査、立入検査等の監督業務を行った（立入検査及び報告徴収については、認定法第27条第1項及び第59条第2項の規定に基づき、大阪府公益認定等委員会の庶務をつかさどる職員として実施）。

また、所管課(知事部局)が行う公益信託に係る許認可等について､必要に応じて助言､指導を行った｡

　（１）監督対象法人の状況　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年３月31日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 法人数 | 主な監督業務 |
| 公益社団・財団法人 | 243 | 定期提出書類審査  変更認定申請・変更届の審査  立入検査 |
| 一般社団・財団法人 | 303 | 定期提出書類審査  変更認可申請・変更届の審査 |

（２）立入検査等の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 法人数等 |
| 立入検査を行った法人数 | 60法人 |
| 報告徴収を行った件数 | 0件 |
| 勧告・命令・認定取消・認可取消の件数 | 0件 |

（３）法人向け「定期提出書類の作成等に関する説明会」の動画配信

　　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、対面での説明会の実施に代えてYouTubeでの動画配信を実施した。

根拠法令

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（４）公益信託

令和５年度末現在許可数　７件

根拠法令

○公益信託ニ関スル法律

○大阪府公益信託に係る許可､監督等に関する規則

**２　大阪府公益認定等委員会に関すること**

　 一般法人の公益認定等に係る知事の諮問について、審議し答申するとともに、公益社団法人・公益財団法人の監督等を行う合議制の機関である「大阪府公益認定等委員会」の運営を行った。

（１）委　　　員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 役　職　等 | 備　　　考 |
| 田中　敦 | 摂南大学法学部法律学科特任教授 | 委員長 |
| 久保　秀雄 | 京都産業大学法学部教授 | 委員長代理 |
| 小谷　真理 | 同志社大学政策学部准教授 |  |
| 実吉　威 | 公益財団法人ひょうごコミュニティ財団　代表理事 |  |
| 辰巳　八栄子 | 公認会計士 |  |

（２）開催実績

　　　13回開催（第230回～第242回）

（３）答申実績

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 件　数 |
| 公益認定  （一般社団・財団法人から公益社団・財団法人への公益認定） | 4 |
| 変更認定  （公益社団・財団法人の事業の内容・種類等の変更の認定） | 9 |
| 変更認可  （一般社団・財団法人の実施事業等の内容等の変更の認可） | 8 |
| 地位の承継認可  (公益社団・財団法人の新設合併により設立する法人が、消滅する公益社団・財団法人の地位を承継することについての認可） | 0 |

根拠法令

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○大阪府公益認定等委員会条例

○大阪府公益認定等委員会運営要領